

社有車使用誓約書

株式会社鈴木産業

代表取締役 鈴木 敦史 殿

私は、貴社所有車両（以下「社有車」といいます。）の貸与を受け通勤をするにあたり、以下の各事項を遵守することを誓約します。

1. 通勤において社有車を使用するときは、貴社が定める車輛管理規定を遵守します。
2. 道路交通法を遵守し、常に交通安全運転を心がけます。
3. 使用する社有車は、責任をもって管理し、社有車通勤使用届出書により、私の連絡先、使用社有車情報、帰宅時の社有車保管先情報及び運転免許証の写しを報告します。
4. 社有車は常に良好な状態に整備・維持をし、清掃を怠りません。社有車に異常を感じた場合は、速やかに貴社に報告し、指示を仰ぎます。
5. 社有車の帰宅後の保管管理について、自宅に駐車場を自らの負担で用意し、路上駐車は致しません。
6. 社有車の通勤使用をする関係上、貴社からの通勤手当は支給されなくなることに ついて了承し、異議を述べません。
7. 社有車の通勤使用にあたっては、特別な事情のない限り、本来定められた勤務時間前後の通勤時間及び通勤経路にのみ使用し、私用には絶対に使用しないこと、また、第三者への運転依頼、貸与等は一切しないことを誓います。
8. 直行直帰の場合には、事前に貴社の指示・許可を得た上、業務開始時間及び終了時間を、都度すみやかに報告します。
9. 貴社指定の休日以外に私用で休みを取る場合、車両管理者と相談し、業務上、私が貸与を受けている車両が必要である場合は、同車両を使用することはできないことについて了承し、貴社の指示に従い、同車両を貴社指定場所に存置します。
10. 交通違反による罰金・反則金等の負担については、全て私自身が負担します。
11. 万が一事故（単独事故・物損事故・人身事故）が生じた場合は、速やかに貴社及び警察に報告し、車輛管理規定に従い、迅速・適切に対処します。
12. 故意又は過失により社有車を破損した場合は、修理に伴う費用は全て負担致します。
13. 通勤時に生じた事故（単独事故・物損事故・人身事故）については、私用で使用した場合と同様、貴社に責任はなく、自らが全責任を負うことを確認し、同事故により貴社及び第三者に対して与えた損害について、貴社に迷惑をかけることなく、自ら対応し、全ての賠償義務を負担することを誓います。また、貴社の付帯保険により保険対応を頂いた結果、貴社が負担する保険料が増額等した場合には、これに伴う増額負担分について、貴社と協議の上、負担します。
14. 貴社から社有車の使用を終了するよう業務命令を受けた場合又は貴社からの要請がある場合は、直ちに社有車を貴社に返還致します。
15. 貴社の指示又は要請があるにもかかわらず、貴社の指定する期日までに返還しない場合、貴社が、私の管理する社有車保管場所内に立ち入り、私の負担で社有車を回収することについて異議を述べません。

年 月 日

氏 名

印

